

第2号様式(第5条関係)

誓 約 書

支給後に不備が確認された場合は、補助金を全額返還します。

- 1 補助対象となる機能がついていない電話機等の機種を購入していたことが、判明した場合
- 2 偽りその他不正の手段により電話機等の補助支給の決定を受けたと判明した場合
- 3 補助対象者が暴力団員等であると判明した場合
- 4 同一世帯に属する者が、市税を滞納していることが判明した場合
- 5 電話機及び電話機等の転売、譲渡、交換、貸付又は担保等、不適切な事柄が判明した場合

年 月 日

津久見市長 様

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日 年 月 日